

1 はじめに

「いじめは絶対に起こさない。いじめを許さない。」そのために尾久小学校では、人権尊重教育を推進し、校内校外を問わず、保護者・地域の方と連携し「心の教育」を進める。

2 いじめ防止に関わる基本的な考え方

本校は人権尊重の理念に基づき、学校内外におけるいじめの防止に取り組む。

- ・あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して、生活できる学校づくりを目指す。
- ・いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりえる問題であることを十分に認識して、家庭、地域及び教育委員会をはじめとする関係機関と連携していじめ防止を推進する。
- ・いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、児童の生命や心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を及ぼすものであることを認識する。
- ・「いじめは絶対に起こさない。いじめを許さない。」ことを表明し、いじめの未然防止、早期発見及び迅速で確実な対応を組織的に行う。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

《いじめ防止対策推進法 第2条》

4 いじめ防止の対策のための校内体制について

(1) いじめ防止委員会

- ・毎月の生活指導部終了後に開催する。必要に応じて臨時に開く。
- ・児童の様子で気になることについては、その日のうちに報告するとともに、週1回の職員夕会時において、情報共有をし、対応について共通理解を図る。

(2) いじめ対策委員会

- ・校長、副校長、生活指導主任（生活指導部員）、教務主任、専科主任養護教諭、関係する教員等で構成し、SCやSSWも必要に応じて参加する。
- ・年6回の企画会議後に開催する。必要に応じて臨時に開く。
- ・いじめの疑いがある事案や児童の問題行動等に関する情報を収集して記録し、共有する。
- ・いじめの相談があった場合は、事実関係を的確に把握するとともに、まず、いじめを受けた児童の心のケアを一番に考え、いじめた側も含めた双方の個人情報に配慮し、二次的問題が起こらないようにする。
- ・必要に応じて関係保護者との面談を行い、理解を求め、早期解決を図る。
- ・いじめを確認した時点で教育委員会に第一報を報告する。
- ・万一早期解決できなかった場合は、教育委員会や関係諸機関と連携し、一日でも早い解決を目指す。

5 いじめ未然防止に関する取組

(1) 学校全体として

- ・全教育活動を通して人権尊重教育を推進し、思いやりの心を育てる「心の教育」を進める。
- ・校長は常に全校児童一人一人のよいところを確認し、それを全校朝会等で伝えていく。「いじめや暴力は絶対にしない」ことを、講話を通じて認識させる。

- ・児童が悩みを相談しやすい「相談窓口」を用意するとともに、スクールカウンセラーと相談しやすい環境を整える。＊生活指導主任、養護教諭、副校長等。
- ・6月、11月、2月に「ふれあいアンケート」を実施する。
- ・6月、11月には、思いやりや友情等をテーマにした、いじめに関する授業を実施する。
- ・荒川区SNSルールを活用し、ネットリテラシーの授業を行い、情報モラル教育を行う。
- ・SOS出し方講座や生命の安全教育等を行い、児童のいじめ等の困難状況を乗り越えられるような教育の充実を図る。

(2) 全教職員

- ・年度当初に全教職員に対して、いじめ防止基本方針の理解を図る研修等を行う。
- ・全教科、領域の中で意識して「心の教育」を進める。
- ・児童が些細と思われることでも、安心して相談できるような人間関係を築く。
- ・「分かる授業、楽しい授業」の展開に努め、児童一人一人が生き生きと学習、生活できるようにする。また、児童の自己肯定感を高める。
- ・目が届きにくい、いわゆる「隙間の時間」に気を配り、トラブルやいじめを未然防止する。
- ・いじめが発覚した場合には、単独で解決せず、主任、管理職に報告する。

(3) 児童

- ・「どのような理由があっても、いじめる側が100%悪い」と認識させる。
- ・一人一人のよいところを互いに認め合えるようにする。
- ・助け合い、励まし合う心とともに、規範意識を醸成する。
- ・いじめを見たらやめさせる。それができなければ必ず教職員に伝えさせる。

6 いじめの早期発見に関する取組

(1) 日常における観察、児童との対話

- ・年度当初に児童に向けてSCやSSW等の相談機関の周知を行う。
- ・いじめは人の目につきにくいところで行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われるという認識に立った上で、日常的な観察を行う。
- ・児童の様子に目を配るだけでなく、提出物、作品、掲示物などからも様子の変化に気付けるようにする。
- ・児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、早期発見につなげる。
- ・些細なことであっても、気になる事項があった場合は、確実に生活指導主任を通じて管理職に報告する。

(2) 「ふれあいアンケート」の実施

- ・年3回（6月、11月、2月）実施し、実施年度末から五年間保管する。
- ・実施後は担任が結果を把握するとともに、児童への聞き取り等を実施する。
- ・アンケートは生活指導主任が集約し、いじめ対策委員会を開催し、取り組み状況や今後の対応について協議する。

(3) 当該児童への聞き取り等

- ・日常における児童との対話や「長期休業明けの児童生徒の生活実態に関する調査」、「ふれあいアンケート」の各種調査、SCやSSWからの情報、その他関係諸機関からの情報等により、気になる様子が見ら

れた場合には、当該児童への聞き取り等を実施する。

- ・担任、スクールカウンセラー等が困っていることはないか、個別面談を実施する。
- ・本人がいじめ、またはいじめが疑われるような行為があったことを訴えた場合は、『7 いじめ早期対応・早期解決に関する取組』を実施する。

(4) 保護者・地域との連携

- ・学校だよりや保護者会、ホームページを積極的に活用し、情報を共有する。
- ・SCを活用した保護者相談を実施する。
- ・学童クラブ、にこにこスクールと連携をとり、情報を共有する。

7 いじめの早期発見・早期解決に関する取組

(1) 「いじめ対策委員会」を中心とした対応

- ・全教職員に対して、年度当初にいじめに関する共通理解を図るための研修会を行う。
- ・いじめを発見した場合には、速やかに生活指導主任及び管理職に報告する。
- ・対応にあたっては、全教職員がその事実を共有するとともに、校長は直ちに「いじめ対策委員会」を開催し、その適切な対応等について協議し、組織的かつ機能的な役割分担を行い、早期解決にあたる。

(2) 被害児童、加害児童、観衆・傍観者の立場にいた児童への対応

- ・いじめの対応にあたっては、被害児童の身の安全と安心を最優先にする。情報収集に際しても細心の注意を払いながら、事実確認や指導を行い、再発防止に努める。
- ・担任や養護教諭、スクールカウンセラーが中心となり、被害児童の心のケアに努める。
- ・加害児童に対しては毅然とした態度で指導にあたりるとともに、いじめの観衆・傍観者の立場にいた児童にも、そうした態度や行動はいじめているのと同様であるということに気付かせ、指導にあたる。

(3) 関係諸機関・保護者・地域との連携

- ・必要に応じて、関係諸機関や専門家等に協力を要請し、解決にあたる。(教育委員会、子ども家庭支援センター、警察、児童相談所等)
- ・家庭との連携を密にし、学校側の取組やその進捗状況等について情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集し、指導に生かす。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義(いじめ防止対策推進法第28条)

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合。
- ・いじめにより児童が相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた場合。
- ・児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があった場合。(この場合は、必ず重大事態が発生したものとして、報告・調査にあたる。)

(2) 重大事態への対処

- ・重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する調査組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適

切に図る。

- ・上記調査結果については、いじめられた児童及びその保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・調査結果を教育委員会に報告するとともに、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。